

平成29年6月定例県議会 一般質問（高木ひろし議員）答弁要旨

（質問要旨）

1 障害者の生活と教育の保障について

（1）「施設から地域へ」の移行について

ア 50年前に開設された「愛知県心身障害者コロニー」について、2007年に「地域移行」の考え方を基礎に、施設の再編を進めてきたはずだが、入所者の地域への移行はどう進んだのか、お示しいただきたい。

（健康福祉部長答弁要旨）

最初に心身障害者コロニーの再編整備にかかる入所者の地域移行についてお答えします。

本県では、全国に先駆けて昭和43年に、心身に障害のある方々の入所を基本とした総合的な障害福祉施設として、心身障害者コロニーを開所いたしました。

その後、平成14年に策定された国の障害者基本計画や平成17年に成立した障害者自立支援法によりまして、障害者福祉のあり方が「施設福祉」から「地域福祉」へと大きく変化をいたしました。

こうした大きな障害者福祉の転換を踏まえまして、コロニー再編計画を策定し、約50年が経過して老朽化が進んだ施設の改築と、コロニー内にある施設の入所者の地域生活への移行を計画的に行うことといたしました。しかしながら、コロニーの入所者には、家庭に戻ることやグループホームなどへ直ちに移行することが難しい常時医療的ケアを必要とする方々もおられました。

そこで、こうした方々のため、本県では、民間法人の力をお借りしながら、県内各地における地域での医療・療育の拠点となる重症心身障害児者施設を順次整備してまいりました。

こうした医療的ケアの必要な方々の地域への移行にあたりましては、入所者一人一人の地域移行プランを作成し、入所予定施設の体験入所を行うなど、ご本人やご家族の不安解消に努めますとともに、地域の施設への移行後におきましても、コロニーの職員が新しい施設に赴きまして、アフターフォローに努めているところでございます。

また、常時の生活支援を必要とされない入所者の方にあたりましては、家庭に戻ることやグループホームへの移行を前提とした地域移行プランを作成し、生活訓練やグループホームの利用体験を行うなど、安定した地域生活が送れるように、地域移行を進めたところでございます。

（知事答弁要旨）

障害のある方の地域移行について、私からもお答えをいたします。

障害のある方が、その方の個性や障害の特性に応じて、できる限り身近な地域で必要な医療や療育などの支援を受けられ、安心して自立した生活を送っていただけるようにすることが、私の強い思いであります。

そのため、まずは、安心な住まいの場となるグループホームの整備促進や、安定した就労の場の確保など、障害のある方の地域生活を支える環境整備が重要となります。中でも、グループホームの整備促進のため、平成26年度から、本県独自に建築基準法の規制緩和を行ってありまして、既存住宅も活用しながら、設置を促進しているところでございます。これは、愛知県独自の取組で、事例も広がってきております。

一方、本県では、常時医療的ケアを必要とする重症心身障害児者の方のための施設が不足しておりましたので、平成26年度に創設をいたしました障害者福祉減税基金を活用し、民間の力もお借りしながら、県内各地域に医療・療育の拠点となる施設の整備を進めてまいりました。その結果、平成25年に382床でありました重症心身障害児者施設が、先週の豊川市の信愛医療療育センターの開所等によりまして、現在では約2倍の694床へと拡充することができました。関係の皆様のお力添えを心から感謝申し上げたいと思います。

施設入所を必要とされる方はもとより、日中の一時預かりや短期入所などの利用が可能となりまして、地域で生活しておられる障害のある方やそのご家族が引き続き安心して生活をしていただける環境を整備をすることができたと考えております。

また、開設後50年近くを経過をした老朽化したコロニーを、障害福祉の考え方の変化を踏まえまして、入所者の地域移行を進めながら、本県の障害者医療・療育の一大拠点として機能を一新する再整備を進めてありまして、再整備後は、地域の医療機関や施設での対応が困難な方に高度で専門的な医療や療育を提供したり、また、地域で暮らしておられる方の生活を支援する機能をより一層強化をしてまいります。そして、コロニーが中心となりまして、地域の医療機関や施設とのネットワークを築き、重い障害のある方が安心して生活をしていただける、本県の実情に即した愛知らしい障害者支援体制を整備をしてまいりたいと考えております。

春日井市の高蔵寺ニュータウンの県有地を活用して養楽福祉会が障害者の入所施設を整備し、この6月に二期の整備が完了しました。また一宮市の尾西病院の跡地に杏嶺会が昨年オープンし、そして、去年、岡崎市に三河青い鳥医療療育センターを整備、また、豊川市にもできたということで、先ほど申し上げました382床が694床で倍になったということでございます。こうした形でさらに障害者の支援体制を作っていきたいと思っております。

障害の有無に関わらず、身近な地域で共に暮らせる社会の実現に向けまして、障害のある方々の御意見を十分にお聴きをし、障害のある方に寄り添いながら、しっかりと取り組んでまいります。

なお、障害者差別解消法推進条例につきましても、高木議員始め、関係する障害者団体の皆様のご意見をしっかりと聞きをして作ることができました。さらに運用についても皆さんとよくやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(質問要旨)

イ 新たに整備された施設も含めて、愛知県における障害者施設の全入所者数

はどのように変化しているのか。

(健康福祉部長答弁要旨)

次に、愛知県における障害者施設の入所者数とその推移についてでございます。

本県では、平成18年度以降、4期にわたる障害福祉計画を策定し、入所施設からの地域移行などの成果目標を定め、地域で適切なサービスを提供できる体制の整備に取り組んでまいりました。

本県における障害者施設の入所者数であります。国の基本指針により、第1期障害福祉計画で成果目標の基準日とされた平成17年10月に4,385人であったものが、27年度末は3,881人となり、約10年間で504人の減少となっております。

一方、障害児の入所施設ですが、児童福祉法の改正を受け、現在の障害児サービス体制となりました平成24年度以降の入所児童数の推移をみますと、24年4月に373人であったものが、28年4月には697人となりまして、4年間で324人の増加となっております。

この間、本県におきましては、常時医療的ケアを必要とする重症心身障害児の方が利用できる施設が他県に比べ少なかったことから、重症心身障害児者施設の整備を進めてきたところでございまして、こうした施設の増加などが、入所児童数増加の要因と考えられます。

(質問要旨)

ウ 愛知県障害福祉計画における地域移行者数が、大幅に計画を下回っている理由は何か。

(健康福祉部長答弁要旨)

次に、地域生活移行者数が計画を下回っている理由についてでございます。

平成27年3月に策定しました第4期障害福祉計画では、25年度末から29年度末までの地域生活移行者数の目標を、国の基本指針に即し、1,117人と設定をいたしました。

一方、本県におけるこれまでの地域生活移行者数の実績は、平成18年度当初から27年度末までの10年間の累計では、615人となっておりますが、近年、減少傾向にございます。26年度は42人、27年度は28人ということで、2年間で70人の移行者数となっております。29年度末までの目標値1,117人に対する進捗率は6.3%と、現時点においては、大幅に目標を下回る状況となっております。

この理由でございますが、本県では、従来から人口当たりの入所施設の利用者数が全国平均を大きく下回っておりまして、こうした中で、地域生活への移行が可能な方の多くは既に移行を果たされていると考えられます。

また、平成27年度末において、施設に入所されておられる方のうち、重度にあたる障害支援区分6と5の方が約8割と、障害の重い方が入所されている状況がございまして。加えて、入所者ご自身の平均年齢が約52歳と高くなっていること、更に

は家族の高齢化といった事情から、家庭での生活が困難な方の割合が高いことが理由として考えられます。

県といたしましては、こうした本県特有の状況にも対応できるよう、必要な入所施設の整備を含めまして、障害のある方の地域での生活を支える、本県の実情に即した支援体制の強化を図っていく必要があると考えております。

(質問要旨)

エ 今後の地域生活への移行を、どのように進めようとしているのか。

(健康福祉部長答弁要旨)

次に、今後の地域生活への移行をどのように進めようとしているのかについてお答えいたします。

障害のある方に、身近な地域で安心して暮らしていただけるよう、引き続き、住まいの場となるグループホームの設置促進を図ってまいりますとともに、在宅の重度障害者の方への訪問介護の充実や、緊急時に短期入所の利用ができる体制の整備などにも取り組んでまいります。

また、入所施設などを利用している方に対しましては、来年度から新設されます、定期的な巡回訪問などにより、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う「自立生活援助サービス」を活用いたしまして、障害のある方が望まれる地域生活への移行を支援してまいります。

さらに、障害のある方の重度化、高齢化を見据えまして、障害児者の生活を地域全体で支える体制の要となります「地域生活支援拠点等」につきまして、設置主体となります市町村と連携を図り、整備に取り組んでまいります。

障害のある方の地域移行に向けましては、今年度策定いたします第5期障害福祉計画に必要な施策を盛り込み、障害のある方それぞれにふさわしい、また御本人や御家族が望まれる地域での生活が実現できますよう、しっかり支援してまいりたいと考えております。

(再質問)

第5期障害福祉計画の目標値をどのように作るのか伺う。

(健康福祉部長答弁要旨)

障害福祉計画におきます地域生活移行者数の目標について、お答えをさせていただきます。

第4期の障害福祉計画では、1, 117人という目標を設定して、この進捗率が目標を大幅に下回っているという状況でございまして、この目標につきましては、第4期を立てるときに、第3期までの積み残しの分734人と、それに3, 962人おられる入所者数全体の中からその未達分を差し引きましたところに12パーセントを掛けた分、国の指針に基づいた数値として、この1, 117人という目標を設定しているわけですが、先程も申し上げましたとおり、本県の実態をみますと、施設の利用者数が全国の平均に比べて非常に下回っている状況にあるということと、

現在入所されておられる方が障害の重い方が非常に多いということで、なかなか地域移行がそう簡単にはできないという実態がございます。

こうしたことから、第5期の今年度策定する障害福祉計画の中で、どのように目標を設定するかということがございますが、現状の入所されている方の障害の状況を、よくよく実態を把握しまして、そうした中で、単純に数字の率でというよりも、本県の実情に合わせた地域移行のあり方を考えていきたいと思っております。

障害のある方の地域での生活への移行につきまして、障害当事者あるいは障害者団体を代表する方々にも参画をいただいております愛知県障害者施策審議会がございましたので、こちらでの御意見をお聞きしながら、今年度策定してまいります第5期の障害福祉計画の中で、きちんと目標数を、本県の実情に即した形で考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(質問要旨)

(2) インクルーシブ教育について

ア 本県における特別支援学校入学者、在籍者の推移はどうか。(概数、傾向で)

(教育長答弁要旨)

インクルーシブ教育について4点お尋ねいただきました。

まず、本県における特別支援学校の入学者、在籍者の推移についてでございますが、学校教育法施行令が改正された平成25年度以降の推移を申し上げますと、小中学部においては入学者が750人前後、在籍者が3,500人前後でいずれも微減、高等部では入学者が約1,100人から1,200人、在籍者は約3,300人から3,700人へといずれも増加傾向となっております。

(質問要旨)

イ 地域の小中学校に在籍している障害児・生徒の数、および高等学校に在籍している障害のある生徒の数は、どう推移しているか。

(教育長答弁要旨)

次に、小中学校に在籍している障害のある児童生徒の数、及び高等学校に在籍している障害のある生徒の数の推移についてでございます。

地域の小中学校に在籍し、障害により特別な支援を受けている児童生徒数の推移で申し上げますと、特別支援学級に在籍する児童生徒数は、平成25年度の8,639人から平成28年度は10,292人に、また、通常の学級に在籍しながら必要に応じて特別の場で授業を行う通級による指導を受けている児童生徒数は、25年度の3,318人から28年度の4,477人になっており、合わせまして11,957人から14,769人へと2,812人増加いたしております。

また、県立高校におきましては、保護者から特別な支援が必要であると申し出があった生徒数で見てみますと、平成25年度の647人から28年度は748人へと101人増加しております。

(質問要旨)

ウ 学校教育法施行令の改正（2013年）によって、「障害の有無にかかわらず、地域の公立小学校への就学（入学）が基本」と転換されたはずだが、特別支援学校への入学者が減らないのはなぜか。

(教育長答弁要旨)

次に、学校教育法施行令改正後の特別支援学校への入学者数が減少しない理由についてであります。

平成25年の学校教育法施行令改正によって、就学先の決定については、本人・保護者の意向を尊重することがより明確にされるとともに、障害の状態や教育的ニーズなどを踏まえた総合的な観点に立つて行われることとなりました。

そこで、市町村教育委員会では、従来の「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に切り替え、本人・保護者の意向をより尊重し、実情に応じて、適切に教育支援や就学事務を行っているところでございます。

その結果、本人に適した学びの場として公立小学校へ就学し、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受けている児童は、平成25年度の3,068人から28年度は4,082人へと1,014人増加しており、通常の学級の中でも障害の状況に応じた指導を受けている児童が増えております。

一方で、特別支援学校における一人一人に応じた指導や小学部から高等部までの一貫した指導、卒業後の就労に向けた充実した支援体制などから、特別支援学校を選択される方も一定数おられます。

県教育委員会といたしましては、今後とも本人・保護者の意向を十分尊重しつつ、本人に適した学びの場に就学できるよう、市町村教育委員会を指導・助言してまいります。

(質問要旨)

エ 地域の小中学校で学ぶ障害のある子どもたちを支援するために、県教委としてどのような人的配置、予算措置をとっているのか。

(教育長答弁要旨)

最後に、小中学校で学ぶ障害のある児童生徒への人的配置、予算的措置についてであります。

小中学校における障害のある児童生徒への支援をより充実していくためには、まず何よりも教員のさらなる専門性の向上を図ることが不可欠でありますことから、これまで管理職や特別支援教育コーディネーターを対象に行ってきた研修を、平成27年度からは通常の学級の担任に対しても年間560名規模で開催してきております。

また、特別支援学級につきましては、障害種に応じきめ細やかな指導ができるよう、平成27年度からは小学校で、28年度からは中学校で、該当する児童生徒が1人でもいれば設置できるよう制度の見直しをいたしました。その結果、今年度ま

での3年間で小学校では435学級、中学校では78学級の学級増となり、そのための担当教員を増員いたしております。

また、通級指導担当教員につきましても、今年度、小中学校合わせて233人を配置し、対前年で20人の増員を図っております。

さらに、各小中学校で行う医療的ケアのための看護師配置についても、平成28年度から新たに補助制度を創設し、29年度は11市町を支援しているところでございます。

県といたしましては、こうした教員や看護師等の人的配置のさらなる充実のための財政措置を引き続き国に要請しつつ、小中学校で学ぶ障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応したきめ細やかな指導・支援に努めてまいりたいと考えております。

(質問要旨)

(3) 障害者差別解消推進条例について

障害者差別解消推進条例が成果を上げていくために、何が必要と考えているのか伺う。

(健康福祉部長答弁要旨)

次に、障害者差別解消推進条例が成果を上げるために何が必要と考えるかについてお答えいたします。

御指摘をいただきました身近な市町村での体制整備が、差別解消に向けて大変重要なことと考えております。

相談窓口につきましてはすべての市町村で設置されておりますが、差別解消への取組を推進する「障害者差別解消支援地域協議会」につきましては、現在、県内33の市町村での設置となっておりますので、引き続き、全市町村に設置されましよう、強力に働きかけてまいります。

また、市町村の相談の仕組みの中への障害当事者の方の参画していただくということにつきましては、市町村の身体・知的障害者相談員の活用などについて市町村を支援してまいりたいと考えております。

(質問要旨)

2 愛知県警察機動隊の沖縄派遣について

(1) 派遣の要請、決定、経過について

昨年7月に愛知県から沖縄県に対し、警察官が派遣されているようだが、その要請、決定、派遣の経過について伺う。

(警察本部長答弁要旨)

沖縄県への警察官の派遣についてお尋ねがありました。

平成28年7月12日付で、沖縄県公安委員会から愛知県公安委員会に対しまして、警察法第60条に基づく援助の要求がなされましたことを受け、愛知県公安委員会事務専決規程に基づき、愛知県内の治安情勢等を踏まえた上、警察本部長において専

決し、警察官を派遣しております。

同年7月22日に公安委員会へ援助要求の内容と専決した旨を報告しております。

(質問要旨)

(2) 公安委員会の決定について

愛知県公安委員会としては、いつ、どのような審議を経て派遣の妥当性を承認、決定したのか伺う。

(公安委員答弁要旨)

本県公安委員会では、警察法第60条の規定によります援助の要求又は同意に関することにつきましては、警察本部長に専決させているところであります。

ご質問いただきました件につきましては、昨年の7月22日に公安委員会におきまして報告を受けております。

(質問要旨)

(3) 条例に基づいて情報公開請求しても「非開示」とされる理由について

人数や期間等、派遣にかかわる主要な内容が、条例に基づいて情報公開請求をしても「非開示」とされているが、その理由は何か伺う。

(警察本部長答弁要旨)

次に、情報公開請求についてお尋ねがありました。

人員や期間等、派遣にかかわる内容につきましては、これを開示すれば、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析するなど、将来におけるテロ等の犯罪行為を容易にし、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、愛知県情報公開条例第7条第4号により、不開示としているところでございます。